

『指定短期入所生活介護』重要事項説明書

(令和 8 年 8 月 1 日より適用)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 1 7 - 7 6 3 - 1 0 5 1 (午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分)
担 当 吉田 朋広 [生活相談員]
※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 特別養護老人ホームつるがさか(指定短期入所生活介護)の概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護保険事業所番号	第 0 2 7 0 1 0 3 9 7 1 号
事業所名	特別養護老人ホームつるがさか
所在地	青森県青森市大字鶴ヶ坂字田川 1 8 7 番 9 4
電話・FAX番号	電 話 0 1 7 - 7 6 3 - 1 0 5 1 F A X 0 1 7 - 7 8 8 - 1 0 5 0
管理者氏名	斎藤 優子

(2) 当事業所の勤務体制

(令和 8 年 8 月 1 日時点)

職 名	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1 名		施設職員及び業務の管理・本体事業所管理者兼務
医師		1 名	利用者の健康管理及び療養上の指導
生活相談員	1 名		利用者の生活相談・本体事業所生活相談員兼務
介護職員	9 名 以上	1 名 以上	利用者の介護全般 本体事業所介護職員兼務(うち、介護福祉士 9 名)
看護職員	2 名 以上		利用者の看護全般 介護老人福祉施設兼務 本体事業所看護職員兼務
栄養士	1 名		食事の献立作成・栄養管理 本体事業所栄養士兼務
機能訓練指導員	1 名		機能訓練の指導(他事業所職員兼務)
事務員	必要数		事務全般 本体事業所事務員兼務
調理員	必要数		利用者の食事の調理・本体事業所調理職員兼務

(3) 夜間の勤務体制

併設する地域密着型介護老人福祉施設と併せて、一人以上の介護職員または看護職員を配置します。

(4) 当事業所の設備の概要

① 利用定員

(ア) 併設型 10人

(イ) 空床利用型 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用定員(14人)以内

② 設備の概要

居室・設備の種類			室 数	備 考
併設型	居室	1 人部屋（1 5． 2 2 m ² ）	2 室	居室内にトイレ、洗面所があります。
		4 人部屋（4 6． 7 2 m ² ）	1 室	
		4 人部屋（4 6． 1 5 m ² ）	1 室	
空床 利用型	居室	4 人部屋（4 6． 1 5 m ² ）	1 室	居室にトイレ、洗面所があります。
		4 人部屋（4 5． 6 3 m ² ）	1 室	
		4 人部屋（4 6． 7 2 m ² ）	1 室	
		2 人部屋（2 5． 1 5 m ² ）	1 室	
食 堂（6 2． 8 3 m ² ）			1 室	
浴室	一般浴室（4 0． 0 0 m ² ）		1 室	特別浴室には、特別浴槽を設置。
	特別浴室（2 5． 0 0 m ² ）		1 室	
医務室（2 7． 5 0 m ² ）			1 室	
静養室（1 6． 5 0 m ² ）			1 室	

3. 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行います。
- ② 指定短期入所生活介護を行うに当たっては、概ね4日以上連続して利用する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- ③ 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。
- ④ 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ⑤ 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑥ 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- ⑦ 施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- ⑧ 本体施設である地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護予防短期入所生活介護事業と一体的に運営します。

(2) サービスの利用に当たっての留意事項

面会	面会時間 AM7:00～PM8:00
禁煙	施設の敷地内は禁煙とし、ライター等の火気の使用も禁止とします。
施設・設備の利用	・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) サービスの内容

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事（常食、粥、刻み食、ミキサー食等が選択出来ます。）を提供します。
- ・食事は居室でも食べることが出来ますが、利用者の自立支援のためできるだけ離床して食堂にて食べていただきます。
- ・食事時間は基本的には、利用者の希望に応じますが、目安としては次の時間を設定します。
朝食 午前 7時30分～
昼食 正午
夕食 午後 6時00分～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の心身の状態に応じて、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥各種予防対策

- ・褥瘡予防対策
褥瘡予防委員会により、褥瘡発生を予防するため職員教育を行い、予防のための措置を行います。
- ・感染症対策
感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止対策を検討する「感染対策委員会」をおおむね3ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。またそれらについて、職員研修及び、訓練をそれぞれ年2回以上実施し、予防及びまん延防止に努めます。
- ・介護事故防止対策
事故防止委員会により、介護事故発生の防止及び再発防止のために職員教育を行い予防のための措置を行います。
- ・身体的拘束等適正化対策検討
「身体的拘束等適正化対策検討委員会」を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

⑦身体拘束

- ・入所契約書、第4条第3項において規定している「身体的拘束その他の行動制限」の具体的内容等は以下のとおりです。

車椅子、ベッド等に胴、四肢を紐等で縛る。
 車椅子テーブルをつける。
 ベッド柵で降りられないように囲む。
 手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
 つなぎ服を着せる。
 居室の外よりカギをかける。
 向精神薬を過度に服用させる。

- ・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、「身体拘束等適正化対策検討委員会」で検討し、利用者、御家族等に説明し、文書により同意を得た上で、身体拘束を行うこともあります。

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

4. 利用料金

(1) 利用料…「介護保険負担割合証」をご提示ください。当該割合に記載の負担割合となります。

(2) 連続利用が60日を超えた場合は適正化の対象となり、(61日以降)の単位数となります。

① 短期入所生活介護サービス料

(ア) 個室

	サービス費	利用料(1割負担)	利用料(2割負担)	利用料(3割負担)
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
(61日以降)	5,730円	573円	1,146円	1,719円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
(61日以降)	6,420円	642円	1,284円	1,926円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
(61日以降)	7,150円	715円	1,430円	2,145円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
(61日以降)	7,850円	785円	1,570円	2,355円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円
(61日以降)	8,540円	854円	1,708円	2,562円

(イ) 2人部屋・4人部屋

	サービス費	利用料（1割負担）	利用料（2割負担）	利用料（3割負担）
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
(61日以降)	5,730円	573円	1,146円	1,719円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
(61日以降)	6,420円	642円	1,284円	1,926円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
(61日以降)	7,150円	715円	1,430円	2,145円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
(61日以降)	7,850円	785円	1,570円	2,355円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円
(61日以降)	8,540円	854円	1,708円	2,562円

② 付加サービス料（要件を満たした場合に限り加算・減算されます。）

	サービス費	利用料（1割負担）	利用料（2割負担）	利用料（3割負担）
送迎加算（片道）	1,840円	184円	368円	552円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22円	44円	66円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	130円	13円	26円	39円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100円	10円	20円	30円
長期利用提供減算	△300円	△30円	△60円	△90円
介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	① +②の1月の総単位数に17.6%乗じた単位が加算されます。			
若年性認知症利用者受入加算	1200円	120円	240円	360円

※送迎加算

利用者の心身の状況、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、原則として、送迎車により利用者の居宅まで個別に送迎した場合に加算します。
（※通常の送迎実施地域は青森市とする）

※サービス提供体制加算（Ⅰ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が８０％以上、勤続１０年以上の介護福祉士が３５％以上のいずれか配置されている場合１日あたりにつき加算します。

※夜勤職員配置加算（Ⅰ）

夜間及び深夜の時間帯に手厚い人員を配置し、より安心安全な環境を提供する体制をとっている場合に１日あたりにつき加算します。

※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

介護職員の業務負担軽減やサービス提供体制の改善を目的として ICT 機器の導入や業務プロセスの見直し等を計画的に実施する場合１月あたりにつき加算します。

※長期利用提供減算

同一事業所において自費利用を挟み３０日を超えて利用している場合３０日を超えた日から６０日までの間減算します

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

事業所が介護職員の処遇改善、資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを実施している場合加算します。

※若年性認知症利用者受入加算

若年性の認知症利用者ごとに個別の担当者を定めた上で、個別の担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合に算定します

③ その他

(ア) 食費

１日 １，５４５円（朝食 ４４５円、昼食 ６２５円、夕食 ４７５円）

《利用者負担限度額》

第１段階		３００円
第２段階		６００円
第３段階	①	１，０３０円
	②	１，３６０円

(イ) 滞在費

(１) 従来型（個室）・・・・・・・・１，２３１円

(２) 従来型多床室（２人部屋・４人部屋）・・・・・・９１５円

《利用者負担限度額》

		従来型個室	従来型多床室
第１段階		３８０円	０円
第２段階		４８０円	４３０円
第３段階	①	８８０円	４３０円
	②	９８０円	５３０円

(ウ) 理髪

理容師の出張による理髪サービス(調整)をご利用いただけます。

カット (１回) １，５００円

カット・髭剃り (１回) ２，５００円

(エ) 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担していただきます。また、複写物の作成に時間を要する場合は複写物の交付日時を施設側で指定させていただく場合があります。複写物の郵送をご希望する場合の郵送料金は利用者のご負担とさせていただきます。

1枚につき 10円

(オ) 健康管理費

インフルエンザ予防接種、その他感染症に対する予防接種等にかかる費用を実費でご負担していただきます。

(カ) 郵送事務手数料

施設からの郵便物の郵送をご希望される場合は、郵送事務等に係る費用として1月につき200円をご負担とさせていただきます。

(2) 施設立替金

医療費（通院費・薬代）及び日用品費（個人的に使用する物）は、施設で立替え、月末に利用料と共に請求させていただきます。ただし、入院一時金や入院費用等高額なものは立替できませんのでご了承ください。

5. 利用料金のお支払方法

前記（1）、（2）の利用料・施設立替金は、1月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振込み

青森みちのく銀行 浪岡支店 普通預金 2623075
名義 特別養護老人ホームつるがさか（福）桐栄会
理事長 中川 晴信

イ. 窓口での現金支払

ウ. ご指定口座からの口座振替

6. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものではありません。）

◆協力医療機関・協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
医療法人雄心会 青森新都市病院	青森市石江3丁目1番地	脳神経外科、形成外科、整形外科、外科、消化器外科、外科、内科、消化器内科、循環器内科
財団法人双仁会 青森厚生病院	青森市大字新城字山田488番地1	内科、循環器内科、呼吸器内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、外科（女性外来）、放射線科、整形外科、婦人科
新城ミナトヤ歯科医院	青森市大字新城字山田11番地1	歯科

7. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定期間の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。その場合には利用予定日の前日までに事業者に出してください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する時期にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議します。
- (3) 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

8. 虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待を防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果の従事者への周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施します。
 - ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をします。
 - ⑤ その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。
 - ⑥ 虐待防止のための措置を適切に実施するために担当者を設置します。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所における相談・苦情受付

担当者 吉田 朋広 [生活相談員]
 受付時間 年中無休 午前8時30分～午後5時30分
 電話番号 017-763-1051

※担当者が不在の場合または受付時間外の場合は、他の職員が受付します。

(2) 当事業所における苦情解決のための組織体制

- ① 苦情受付担当者は受付けた苦情を苦情解決責任者・第三者委員に報告し、第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨通知します。
- ② 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

(3) 行政機関その他苦情等受付機関

青森市役所 介護保険課 事業者チーム	所在地 青森市新町一丁目3番7号 電話番号 017-734-5257 FAX 017-734-5355 受付時間 毎週月曜日～金曜日（但し、休日、祝日、12月29日～翌年1月3日を除く） AM8:30～PM6:00
青森県 国民健康保健団体連合会 苦情処理委員会	所在地 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル3階 電話番号 017-723-1336 FAX 017-723-1301（直通） 受付時間 毎週月曜日～金曜日（但し、休日を除く） AM9:00～PM4:00

福祉サービス相談センター (青森県運営適正化委員会)	所在地 青森市中央3丁目20番30号 (県民福祉プラザ内) 電話番号 017-731-3039 FAX 017-731-3098 受付時間 毎週月曜日～金曜日(但し、休日を除く) AM8:30～PM5:00
第三者委員会	古川 次男 横山 盛雄

10. 緊急時の対応

利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに主治医又は協力医療機関、ご家族等へ連絡し、必要な措置をとります。

11. 衛生管理等

- (1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとします。

12. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、当該サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、状況に応じて緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

13. 苦情処理

- (1) 事業者は、当該サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知するものとします。
- (2) 事業者は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件に提供若しくは提出の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

14. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めております。
- (2) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者は、従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、従業者である間及び従業者でなくなった後において、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としております。
- (4) 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

15. 非常災害対策

災害時の対応	消防等の各計画に基づき迅速に対応します。
防災設備	消火器・スプリンクラー設備・自動火災報知設備 火災報知設備（火災通報装置）・誘導灯
防災訓練	年2回以上 消防、風水害、地震等の災害訓練を行います。
防火責任者	佐藤 正則

- (1) 施設は、防災訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

16. 業務継続計画

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為の計画を作成し、当該計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知を図り、定期的に研修や訓練を行います。また、必要に応じて上記計画の見直しや変更を行っていきます。

17. その他

- (1) 施設は、従業者に対し、認知症介護に関する基礎的な教育を行います。
- (2) 施設は、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、それらが業務を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止する為、必要な措置を講じます。

18. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 桐栄会
- (2) 法人所在地 青森県青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7
- (3) 電話番号 0172-62-9201
- (4) 代表者氏名 理事長 中川 晴信
- (5) 設立年月 昭和61年9月

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 名称 特別養護老人ホームつるがさか
所在地 青森県青森市大字鶴ヶ坂字田川 1 8 7 番 9 4

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所
氏 名 印

上記代理人 住 所
氏 名 印
